

### 令和3年度 第1回特別職報酬等審議会会議録

開催日時	令和4年1月18日（火）午前10時	
開催場所	横芝光町役場 第4・5会議室	
次 第	1 開 会 2 委嘱状交付 3 町長あいさつ 4 出席者紹介 5 会長、副会長選任 6 諮 問 7 議 事 (1) 横芝光町特別職報酬等審議会について (2) 特別職の報酬等の改定について (3) その他 8 閉 会	
出席者等	1号委員	伊藤哲也 大木 清 齊藤 徹 齊藤みち子 椎名秀治 (50音順敬称略)
	2号委員	上原広嗣（欠席） 押尾 幹 神保弘之 中澤裕子 山崎貞一 (50音順敬称略)
	町 長	佐藤晴彦
	事 務 局	川島総務課長 油橋副主幹（総務課行政班） 向後主査（総務課行政班）
会議資料	審議会の概要、特別職と一般職、審議会開催の経緯、審議事項及びスケジュール、千葉県内町村との比較、人口及び産業構造が類似している他の地方公共団体との比較、一般職の職員の給与改定の状況、近年における消費者物価上昇率、議員報酬の住民1人当たりの額と類似する地方公共団体との比較、議会の仕事、令和元年度の議会議員の活動状況、議会費の過去5年間の一般財源に対する構成割合、横芝光町附属機関に関する条例（抜粋）、地方公務員法（抜粋）	
会議要旨		
1 開 会	過半数以上の委員の出席により、午前10時に開会	
2 委嘱状交付	佐藤町長から代表 伊藤哲也委員へ交付	
3 町長あいさつ		
4 出席者紹介	委員名簿読み上げにより各委員を紹介	
5 会長、副会長選任	委員の互選により、大木 清委員を会長に、山崎貞一委員を副会長に選出	

6 諮 問	佐藤町長から大木会長へ諮問書を手交
7 議 事	(1) 横芝光町特別職報酬等審議会について (2) 特別職の報酬等の改定について 事務局より資料に沿った説明後、審議（要約は別紙のとおり） (3) その他 他の意見、質疑、説明等がないことを確認
8 閉 会	第2回の開催日と審議内容を確認し、午前11時36分に閉会

## 審議の内容（要約）

（委員）

資料の「千葉県内町村との比較」に関連して、県内町村において報酬等を上げる又は下げるといった話はあるか。

（事務局）

県内の町村で、報酬等を上げる又は下げるといった話はない。

当町においては合併以後、一度も見直しを行っていないということで、全国や県内の情報をお示しして検討していきたいと考えている。

（委員）

資料の中で、期末手当の計算方法があるが、月額給料の115%に支給月数となっている。これは、一般職も同じなのか、また、115%の意味について教えて欲しい。

（事務局）

115%というのは、いわゆる役職加算であり、一般職も同様に4級以上から5%から15%の間で加算されるものである。特別職は一律月額給料等に15%の役職加算がされ、それに支給月数を乗じたものがボーナスとして支給される。

（委員）

資料の「議会費の過去5年間の一般財源に対する構成割合」に関連して、資料の金額に政務活動費は含まれているのか。

（事務局）

資料中の議会費には、議会議員の報酬及び政務活動費が含まれた内容となっている。参考までに、議員の報酬を3万円上げるという内容だが、報酬の見直しと同時に、政務活動費及び定数の見直しも行う必要があるという意見を踏まえて出された案である。しかしながら、定数を減らして報酬を上げるということは、住民の声が届かなくなるのではないかという意見もあったと聞いている。

（委員）

政務活動費と報酬は一緒に検討していく必要があるのではないか。

(事務局)

政務活動費、定数、報酬の見直しは、議会の方で最終的に判断することとなる。  
委員の意見を踏まえ、この審議会では報酬について審議していくこととなる。

(委員)

この審議会では金額を決めるだけで、議員定数等を今後考慮してくださいという意見をつけることはできるか。

(事務局)

審議会からの答申の中で、審議の結果、定数等も考慮してもらいたいという意見をつけることは可能である。

(委員)

参考にさせていただきたいこととして、議員が自らの活動、こういうことをしているということを町民にお知らせしていけば、より良い活動になるのではないかと思う。

(委員)

政務活動費はいくら支払われているのか。

(事務局)

申請があった場合に支給しており、月額2万円である。  
たとえば、広報などを出す場合に、月額の範囲内で支給している。

(委員)

自動的にではなく、領収書等で確認することをして支給しているということか。

(事務局)

そうである。

(委員)

改正案について、議員については一律3万円というのは理解したが、町長、副町長、教育長は引上げ額が一律ではない。この根拠は何か。

(事務局)

資料には、千葉県内の町村の平均額との差額及び全国の類似団体の平均額との差額をそれぞれ算出し、それらのさらに平均をとった金額である。町長、副町長、教育長で引き上げ額が異なるのはそういった算出方法によるものである。

(委員)

議会の活動に関して、委員活動などいろいろあるが、その都度報酬が支払われているのか。

(事務局)

議員報酬で賄われている。

(委員)

改定の額については、高い低いではなく、千葉県内の町村を参考にした方が説明しやすいのではないかと。長生郡の町村は同じ金額であることから見ても、近隣の状況を踏まえての金額なのではないかと思う。額を決めるに当たっては、山武郡管内、九十九里町、芝山町、香取郡の神崎町、多古町を参考にするなどした方が良いのではないかと。

(委員)

金額を上げるのに、周りと比べて安いとかいうのはどうなのかと思う。目標が必要ではないか。手間を省くといった業務の効率化、簡便化によって金額を上げたことと同じ効果となるように思う。それをした上で、近隣と比べて安いからという話になると思う。

(事務局)

千葉県内の町村を参考にしてはどうかとの意見について、千葉県内でも差があり、県内の状況だけを加味できないため、全国の状況も考慮した内容となっている点をご理解いただきたい。

(会長)

近隣町村だけでなく、全国の状況も非常に参考となる。千葉県内は比較的合併が進んだと思うが、長生郡は合併が進んでいない地域でもあることから、広い観点も考慮すべきだと思う。

(委員)

近隣を参考にしたほうがいいのではないかというのは、経済状況、産業などが近隣は同じような状況であり、ほぼ同じようなところを参考にした方がいいという考えである。

(会長)

これまでの意見をまとめると、改正案の額は妥当であるという意見が多いようだ。引き上げに賛成ということで、次回2月22日に答申案をまとめるということで良いか。

(委員)

引き上げは妥当だと思うが、町の財政状況から、各種団体への補助金の減額などがされている中で、批判的な方もいると思う。特に議員報酬は、全国的に同じ人口2万数千人の定数をみると14人のところが多いと感じる。やはり、報酬を上げると同時に、定数の見直しを意見として付記していただきたい。

(事務局)

答申案に付記する形で検討する。また、改定時期について、経済状況を踏まえた意見を入れる形で検討する。

(委員)

これまで、金額について話してきたが、改定する時期は重要である。合併以来改定していなかったことは見直しをする時期として納得できるが、コロナウィルスまん延の影響による経済状況を考えると今の時期は難しいと考える。

(委員)

町長が、議会に対し、報酬の見直しの手続きを行っていくと令和2年5月に回答していることから、改定に向かって進めているということであると思うが、時期については、ここで決められないということか。

(事務局)

審議会の審議事項の説明であったように、町長、副町長、教育長並びに議員報酬の額と改定時期についても意見はいただきたい。令和5年度改正に向けて、令和4年度中に条例改正について議会に上程する予定である。

(委員)

コロナ禍の鎮静化が見通せない中、今回の引き上げについて、行わないという結論がいいと思います。

(委員)

横芝光町でも、給料が減ったり、非正規職員などは、仕事がなくなるという状況である。この状況が収束することは考えられない。

住民が厳しい状況の中、引き上げるのは、住民は理解しにくいのではないか。

改定はするが、一時的に改定後の額を減額する措置をとる方法も考えられるが。

(事務局)

金額については、概ね了解であると、ただし、時期については検討が必要であるといった内容で答申書を作ることも可能であると考えている。

(委員)

みんなが苦しいから、上げることをやめるというのは違うように思う。

コロナにより、ワクチン接種の実施など、行政サービスが大切なものになっていることから、そういった負担があることは考慮されるべきであり、引上げすることが住民サービスにつながってくれることを期待するという考えもあるのではないか。そのような意見を付記したうえで、このスケジュールで良いのではないかと思う。

(会長)

実施時期は非常に重要であり、町民サービスの劣化にならないように配慮するなど、それを付帯事項に入れて答申案を作るということでしょうか。

(委員)

さきほど、一時的に減額する案があったが、付帯事項として含められるか。

(会長)

一時的に下げる措置をとるかといったことを決めるのは別であると考えている。

これまで、貴重な意見を多くいただいた。次回は答申案の内容について審議していただくということし、事務局にはそれらの資料の作成をお願いする。